

第四期特定健康診査等実施計画

日本航空健康保険組合

最終更新日：令和 6 年 02 月 02 日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

基本的な考え方（任意）

高確法では「40歳以上の被保険者・被扶養者に対して、特定健康診査および特定保健指導を実施する」とされているが、当健保組合では若年層の健康状況を把握し、早い段階でメタボリックシンドローム予防を図ることからも、各事業所に全被保険者の定期健康診断（特定健診）結果の提出を依頼する。特例退職被保険者・任意継続被保険者は、被扶養者と同様の方法での特定健診・特定保健指導が必要であることから、被扶養者の人数に含めて考えることとする。

特定保健指導は、対象者に行動変容に関する情報を提示し、自己決定できるよう支援することが重要である。シフト勤務者が多く、日程を定めた面談の実施は困難であることから、ICTを活用して面談を実施しやすい環境を整えるとともに、事業所の負担軽減を図る。また、対象者の負担軽減のため、就業時間内の実施について事業主の理解・協力を得るよう働きかける。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	26,000 / 33,000 = 78.8 %	26,000 / 32,000 = 81.3 %	26,000 / 31,000 = 83.9 %	26,200 / 30,000 = 87.3 %	26,400 / 30,000 = 88.0 %	26,500 / 30,000 = 88.3 %
		被保険者	20,000 / 21,000 = 95.2 %	20,000 / 21,000 = 95.2 %	20,200 / 21,000 = 96.2 %	20,200 / 21,000 = 96.2 %	20,300 / 21,000 = 96.7 %	20,300 / 21,000 = 96.7 %
		被扶養者 ※3	6,000 / 12,000 = 50.0 %	6,000 / 11,000 = 54.5 %	6,000 / 10,000 = 60.0 %	6,000 / 9,000 = 66.7 %	6,100 / 9,000 = 67.8 %	6,200 / 9,000 = 68.9 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	2,040 / 3,400 = 60.0 %	2,010 / 3,350 = 60.0 %	1,980 / 3,300 = 60.0 %	2,113 / 3,250 = 65.0 %	2,113 / 3,250 = 65.0 %	2,113 / 3,250 = 65.0 %
		動機付け支援	1,080 / 1,800 = 60.0 %	1,050 / 1,750 = 60.0 %	1,020 / 1,700 = 60.0 %	1,073 / 1,650 = 65.0 %	1,073 / 1,650 = 65.0 %	1,073 / 1,650 = 65.0 %
		積極的支援	960 / 1,600 = 60.0 %	960 / 1,600 = 60.0 %	960 / 1,600 = 60.0 %	1,040 / 1,600 = 65.0 %	1,040 / 1,600 = 65.0 %	1,040 / 1,600 = 65.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）

【特定健康診査】

被保険者（社員）は、会社での定期健康診断結果を受領するため90%以上の実施率である。退職者の特定健診実施について費用補助を実施していることの周知を強化し、さらなる実施率向上を目指す。

被扶養者（特例退職被保険者・任意継続被保険者を含む）の実施率は徐々に向上しているが、令和4(2022)年度は45%であるため、国の目標である全体で90%を目指し、自宅への健診案内冊子送付、受診動奨はがきの送付に加え、被保険者経由での受診動奨を実施し、実施率向上を目指す。

【特定保健指導】

国の目標である実施率60%以上、また段階的にJALグループの目標（令和7(2025)年度に社員65%以上）に合わせて全体的実施率向上を目指す。

特定健康診査等の実施方法（任意）

【特定健康診査】

被扶養者・特例退職被保険者・任意継続被保険者に対して、病院や健診機関で実施する施設型に加え、ホテルやなどの会場で実施する巡回型での健診を実施し、受診しやすい環境を作る。

【特定保健指導】

面談は対面のみならずICTを活用し、また、健診当日の面談実施を推進して実施率向上を図る。スマートフォンのチャット機能活用、運動動画配信、女性のホルモンバランスの変化に考慮したプログラムなどを導入する。

特定保健指導実施を委託する複数事業者と契約し、事業所の特性に即したプログラムを実施している事業者を選択する。

個人情報の保護

「日本航空健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。特定健診・特定保健指導を外部に委託する場合は、個人情報保護に関する契約を締結する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

日本航空健康保険組合の組合会のホームページに掲載する。